

どうする日本の漁業資源管理の在り方

近年、わが国の漁業資源は出口よりも入口管理、公的よりも自主規制の管理政策が行われてきた。資源の特性、資源水準、回復力を適切に評価しながら、どれだけ獲ってどれだけ残すか。漁業資源の回復を目的にしたTAC制度が導入されて今年で二〇年。今後の資源管理の在り方を探る。

何が問われているのか

日本漁業は、円安基調の中で海外市場の拡大、水産物輸入の減少、魚価上昇という追い風局面にあります。その一方で、供給先の九〇%を依存している国内市場が急縮小し、その上、燃油価格の高騰、資材価格・船価の高騰、激しい気候変動、漁業者の高齢化、漁船の高齢化など厳しい局面も続いていて、縮小再編が止まりません。流通業界の衰退も著しいことからこれからも縮小均衡が繰り返されるでしょう。水産物の供給体制が危ぶまれています。

そこで、供給原料となる漁業資源の水準を水産庁公表の「平成二五年度魚種別系群別資源評価」で見ますと、五二魚種八四系群のうち約半分の系群の資源水準が低位で、思わしくないように見え

ます。ただし、日本の排他的経済水域（EEZ、Exclusive Economic Zone）内に分布・回遊し、EEZ内での漁獲量が上位にある主要魚種（一一魚種二四系群）に絞ると、低位は二〇%に減ります。資源管理がうまくいっていないのでしょうか。約半分が低位と聞けば誰もがそう考えられると思います。しかし、資源水準を見ただけでは資源管理の現状は判断できないのです。漁業資源は、自然環境に生息する野生生物であり、海の環境次第で増えたり減ったりするからです。特にイワシ、アジ、サバ類など表層から中層を主に遊泳している浮魚類においては、獲っても増えるときは増える、獲らなくても減るときは減ります。ただし、環境条件が良くて漁獲圧力（資源に対する漁獲の圧力）の高まりによって資源の回復力を著しく落とす資源もあります。つまり、資源水準と資源管理の



国立大学法人 東京海洋大学 准教授

濱田 武士 Takeshi Hamada

はまだ たけし
1969年大阪府出身。北海道大学卒、同大学大学院水産学研究科博士後期課程修了。博士（水産学）。専門は漁業経済学、地域経済論、協同組合論。著書に『日本漁業の真実』（2014年、ちくま新書）など多数。

関係は資源によって見方が変わるので。そして資源水準にはそうした文脈は含まれていません。資源管理の実践において求められているのは、当該資源の特性と資源水準そして資源の回復力を適切に評価しながら、当該漁業存続のために資源をどれだけ獲ってどれだけ残すかです。資源水準よりもここが問われるのです。

もちろん、資源量が全て把握できていて、漁業資源にとって重要な海洋環境（餌料量、水温、海流など）が高い精度で予測できれば、どれだけ獲れば良いという判断が簡単にできます。本当の意味での資源管理ができます。

しかしながら、こうした理想的な資源管理は環境を制御できる水槽の中で可能であっても、自然の中では困難です。高性能な計量魚群探知機などが開発され、資源量推定の精度もかなり上がって

いますが、それでも海洋環境を適確に予測するのは不可能に近いので、未来の資源量を導き出すのも不可能です。その現実を抜きにして資源管理を語るわけにはいかないのです。

以下、紙幅の関係から国際資源管理に触れず、日本近海域に絞った議論とします。

出口より入口管理、公的より自主規制

日本の資源管理政策の特徴として言えるのは、「出口管理」よりも「入口管理」、「公的規制措置」よりも「自主規制措置」を重んじてきた点です。

入口管理とは、漁船隻数や出漁日数など漁獲するための資本、労働などの投入量である漁獲努力量の制限や、漁具の規制や保護区を設けるなどのテクニカルな規制を指します。出口管理とは総漁獲量を制限する方法や、船別や経営者別に漁獲量を制限する方法などを行うものです。

主として、入口管理のみで資源の回復力を損なわせることがなければ資源管理の方法はそれで完結しますが、漁獲圧力が入口管理のみで抑制できず資源の回復力を損なう場合は、入口管理を強化するか、出口管理が導入されることとなります。日本は欧米諸国と比較すると入口管理を重点化してきました。

一方、入口管理にせよ、出口管理にせよ、公的規制措置を強め過ぎますと、漁業の柔軟性を失い、硬直化します。行政サイドは監視力を強めなければならず、また違反者に対する罰則規定も設けられるので、漁業者はビクビクしながら漁業を行うことになるか、小型魚投棄、魚隠しなど見えないうところでは違反するケースが多くなります。

自主規制とは、漁業者らが漁業者集団（同業者のグループ）を組織化し、自ら考え、自ら判断して、自ら規制するというものです。監視は参加者の相互監視あるいは所属する漁協など漁業者団体によるものが基本となります。もちろん問題点もあります。公的な監視がないためなれ合いによって規制が形骸化する可能性があります。また世代交代が進むと、立ち上げ時の苦難・苦勞が忘れられ、規制の意味や精神が引き継がれなくなったり、資源管理という漁民運動が風化したりすることもあります。

そうならないためには漁業者間の協議・話し合いや研修会を繰り返し行うことが必要になります。合意形成のために、自分たちが実践している規制や管理体制についてしっかりと理解するために、です。

それを怠らないケースでは漁業者の意識が高く、漁業者集団のまとまりが良く、資源水準が悪くなっても資源回復につながる活動を機動的に行うなど健全な漁業活動が実践されています。それとは逆に漁業者集団がバラバラになっているところは展望を失っています。

こうした資源保全のために自主規制を取り入れた漁業のことを「資源管理型漁業」と呼んでいます。政府も、資源管理政策として一九八三年からこの取り組みを推進してきました。官民一体となった運動です。この政策は、根拠法を持たない時限付き予算措置だったので実施期間は約一五年間でした。しかし、資源管理型漁業の推進事業にあった漁民運動の支援の考え方は、その後 realistically 実施され二〇一一年に終了した「資源回復計画」、一年からの経営安定対策事業に連動する「資源管

理指針・資源管理計画」に引き継がれており、資源管理型漁業を取り組む漁業者集団は増え続けた（漁業センサスでみる漁業管理組織の数、二〇〇三年・一六〇八、〇八年・一七三八、一三年・一八二五）。

出口管理時代の到来とその内実

一九九六年に日本は「国連海洋法条約」を批准しました。沿岸国として日本は排他的経済水域の漁業資源の管理義務を負うことになりました。そこで同年に「漁獲可能量制度」(TAC制度、Total Allowable Catch)が制定され、翌、九七年からその実践が始まりました。

TAC制度とは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(通称、TAC法)で定めた魚種(現在、サバ類、マアジ、マイワシ、サンマ、スルメイカ、ズワイガニ、スケトウダラの七魚種。なお、七魚種で国内生産量の三〇〜四〇%を占めている)について、毎漁期ごとに年間の漁獲可能量(TAC)を決めて総漁獲量を管理する方法です。対象魚種は、「漁獲数量が多く国民生活上重要な魚種」「緊急に資源管理対策が必要な魚種」「日本周辺で外国漁船が漁獲されている魚種」のどれかに当てはまる魚種です。

TAC制度導入に当たっては、政府と漁業界との間でTACをどのように決定するのかもめていましたが、導入当初は科学的知見も参考にされながらも、漁業界の意向も十分に受け入れられ、過去の漁獲実績に基づいたTACが設定されました。しかし、時代を追ってTACの決め方は変わっていきました。現在では科学的な視点か

ら資源が維持できる「生物学的漁獲許容量」(ABC Allowable Biological Catch)が計算され、ABC以下にTACが設定される状況になっています。漁業界の意向は参考にされてはいるけれども、ABC(以下も含め)に純化されるようになっているのです。諸外国でも同様の傾向が見られます。

本来、TACは、「国連海洋法条約」の中でもうたわれていますように、科学的根拠も踏まえながら社会経済的要因を考慮して決められるもので、ABCに完全にとられる必要は無いのです。とはいえ、TACがどう決められたのかの根拠が不透明で、マイワシなどTACがABCをかなり上回っているのではないか、などという批判が強まったのです。それへの対応としてTACの設定経過を透明にし、TACとABCが乖離しないような状況が形成されてきたのです。

ただし、そのABCの考え方も揺れています。かつてABCは、資源量が継続的に維持できる最大の漁獲量という意味である「最大維持生産量」(MSY, Maximum Sustainable Yield)にすべきだという議論が強かったわけです。実現できれば漁業は永遠に継続できるというのが理由です。そのこともあって欧米諸国では八〇年代からTACを導入していました。しかし、MSYの実現には生態系である生物環境と、海水温や海流などである非生物環境が一定という大前提があります。この前提は簡単に崩れやすいので昨今では、MSYは概念としてあっても存在しないという説が強くなっています。その時々々の環境に応じたMSYがあるという話もありますが、いずれにし

ても一定するものではないということになります。同時に守っていたとしてもABCの値も長期間安定するものは存在しないということになります。

現在日本のTAC管理では、ABCにMSYを採用せず「資源量を維持」〇年後に〇%資源を回復させる」などという複数のシナリオを立てて、シナリオごとにABCを算出、そして各資源の管理方針に従ったシナリオを選択するという方法がとられています。環境変動が大きいことを踏まえると理にかなった方法です。ただし、現存の資源量や将来の資源量の推定については時間がかり、タイムラグが生じますし、そもそも計算値には不確実性が伴っていますので、それによって漁業経営がその問題の犠牲になる可能性があります。それ故、漁期が始まってから最新のデータでABCを再評価し、当初の値とずれていればTACを期中改定するという手法が加えられています。「スケトウダラの太平洋系群」においては期中改定でも十分に資源の来遊状況が反映されなかった場合(TAC消化が早い場合)、次年度のTACを使うという先行利用制度が設置されています。

TACがABCに純化しているということでしたが、現在では現漁業勢力の存続を念頭に置いてABCが策定されていると言って良いでしょう。しかし、それは資源水準が中位以上か、低位でも十分に資源回復が見込める系群だけです。問題はそれ以上に危機的状況にある資源水準の場合です。その場合は、漁業経営が犠牲になることが分かっています。厳しいABCが設定されます。「スケ

トウダラの日本海北部系群」が今その状態です。

漁業間の利害対立調整が鍵

資源管理政策は、漁業を維持するためにあり、現存する漁業者に納得するような形で進められるべきものです。合意形成、対立の調整、情報・意識の共有化が重要になります。関係者が政策の意図を熟知し、利害対立の調整を図らなければならぬのです。

公的規制とはいえTACでも、配分調整問題があります。系群ごとのTACが決まると国(大臣許可漁業の管理主体)と都道府県に配分され、さらに都道府県内の漁業管理主体別に配分されます(なお欧州では重要資源については地域漁業管理機関がTACを決め、各国に配分する方式が採られています。日本と周辺国(中国、韓国、ロシア、台湾)などとの関係はそうはなっていません。漁業外交の重要課題です)。配分比は過去の実績に応じて固定されていますが、もともと沿岸漁業と沖合漁業との間には激しい対立があるので、配分を巡る対立関係はなくなりません。しかも、若干量しか配分されていないスケトウダラやスルメイカを定置網が数千ト以上も漁獲することがあります。定置網は漁獲量が調整できない海面に固定する待ちの漁業だから致し方ないことになっていますが、厳格に漁獲量を管理している沖合漁業者から不満の声が上がることもあります。さらに、資源の来遊状況が大きく偏ることもあり、大漁で配分枠が不足する漁業と不漁で配分枠があまる漁業が出てくる場合があります。

他方、TACは総漁獲量が固定されるわけでは

から早く取り尽くすと、漁業ができなくなりま
す。そこで、TACを早く消化せず、ゆつくりと消
化させるという取り組みが大型の漁業でも見ら
れるようになりました。

「北部太平洋まき網漁業協同組合連合会」が管
理主体になって、二〇〇七年以後、大中型まき網
漁業ではサバ資源の月別・船別割り当てを決めて
集中水揚げや無用なTAC消化が起これないよ
うにしています。北海道の「小樽機船漁業協同組
合」「稚内機船漁業協同組合」は、沖合底引き網漁
船全船にプール制(売上金を平等分配)を導入し
て、大幅に削減されている「スケトウダラの日本
海北部系群」のTACを徐々に消化する取り組み
をしています。「釧路機船漁業協同組合」でも、ス
ケトウダラについてはTAC消化を合理的にす
るために、ある時期には水産加工業者の加工能力
に応じた要望に従って水揚げ量を日々調整し、あ
る時期には船別に漁獲枠を与えるという船団統
制をやっています。

このようにTACを遵守しようという漁業団体
による取り組みが行われている一方で、日本は先
取り競争が過熱して過剰投資となり漁業収益が
悪化するオリンピック方式(登録さえすれば誰で
も漁業を行える参入自由という方式)のままにか
ら、ノルウェーが実践している公的規制に基づく
漁船別漁獲割当制度(I-VQ、Individual Vessel
Quota)を導入すべきだという主張があります。
これは、おかしな主張です。人口管理が厳しい日
本では、オリンピック方式は漁獲能率が低い小型
船で行う一本釣り漁業など自由漁業(許認可がな
く制限されていない漁業)に存在する程度(漁獲

量ベースで数パーセント)です。また船別割り当
ては海外の事例を出すまでもなく日本の浜に古
くから慣習としてあり、先述したように行政の監
視コスト(税金)がかからない自主的な出口管理
も行われています。そうした漁業に対して公的規
制を導入して漁業者を抑えつける理由は見つか
りません。しかも公的規制に基づくI-VQ制度も
七〇年代からあります(沿岸捕鯨、北洋漁業、北方
領土周辺の漁業、遠洋マグロ延縄漁業「大西洋ク
ロマグロ、ミナミマグロ」、日本海カニ籠漁業)。

既知のことですが、資源危機時には、漁業者集
団が自主的に人口管理または出口管理(船別漁獲
割り当て、プール制、日々の出荷制限など)を強化
して漁獲競争を弱めて、全体をコントロールしよ
うとする風土が日本の漁業にはあります。実際に
漁業者集団は増え続けました。しかし、主体のほ
とんどが沿岸漁業でした。それが昨今では回遊魚
を大量漁獲する沖合漁業の業種別団体にまで広
がっているのです。漁獲対象が産卵親魚だとして
批判されていますが、「日本海大中型まき網漁業
者協議会」も太平洋クロマグロの総漁獲量、漁期
の自主規制を決めて実行しています。

恒久的な資源管理に法整備も

資源管理に問われているのは、最新の科学的知
見を参考にしつつも、漁業が維持されるために、
コントロール不能な自然や資源の変化に対して
順応的に適確な措置ができていくかです。特に資
源の回復が必要な時に、です。付け加えると、どの
ような規制措置をとろうともさまざまな利害調
整が必要になるので、規制で抑えつけば終わり

というものではありません。漁業の存続には総合
的な対応が必要であり、なによりも、関係者(漁業
者、漁業団体、行政、研究機関など)の相互理解と、
誠実さが大切なのです。

昨今よく取りあげられるTACとI-VQの議
論においても、見誤らないようにしなければなり
ません。TAC、I-VQは手段です。専門家が行っ
た諸外国の調査報告を見れば分かりますが、TAC
とI-VQを導入したからといって漁業資源や
漁業収益の問題が解決されるというものではあ
りません。導入すれば良くなるというような、そ
んな単純なことなら、どの国も苦労しません。資
源管理には完成形やゴールはないのです。欧米の
模倣を促す「ではの神」に頼っても解決しません。

資源管理は漁民の運動であり、関係者皆の運動
でもあります。しかし運動は挫折することもあり
ます。それ故、政策としてどんな管理手段を導入
しようとも、資源管理という運動が根付くように
どう普及させるか、もつといえは人(漁業者、行政
関係者、研究者や関係者のネットワークをどう
育てるかが、資源研究に劣らない、重要政策課題
なのです。

しかし、資源管理を普及させるための事業は緊
縮財政の中で削られてきました。運動が軽視され
ているとしたら危惧すべきです。

これまでの普及体制に問題があるのなら在り
方を改めて熟考する必要があるかと思えます。そ
の上で、資源管理を恒久的な運動にするための法
整備、また現場支援の最前線で働く都道府県の水
産業普及指導員の権限を強化するための根拠法
(農業にはある)も整備できないかと考えます。F

強い漁業経営はいかにしてつくるか

操業の場所や期間、隻数、漁船の大きさなどが細かく規制され、また漁業資源に対しては、TAC制度の導入により数量管理が行なわれるなど、資源保護の観点から自由に漁業をすることができない漁業制度。今後も資源管理強化が予想される中で漁業経営の体質を強化する取り組みとは何か。

漁業資源回復が最優先課題

現在、わが国の沖合底びき網漁業（以下、沖底漁）は、北は北海道から南は九州まで、海域としてはオホーツク海、日本海、東シナ海、太平洋で約三五〇隻の船が操業しています。中でも、北海道では九つの港を基地として、三二六隻の沖合底びき網漁船（以下、沖底船・オッタートロール、かけまわし）が操業しています。

二〇一三年の全国統計によれば、わが国の漁業生産量は約三七〇万ト。そのうち、沖底船など底魚を対象にした漁業（漁法）の生産量は五八万ト（北海道における小型底びき網漁業でのホタテの生産量は除く）で、沖底船での生産量は全国で三〇万ト、うち北海道は二〇万トとなっており、北海道の比率が相応高いことが分かります。図1は

北海道の沖底船による魚種別漁獲量です。一番多く漁獲している魚種はスケトウダラで、その数量は一三年では二二万五〇〇〇ト、次いでホッケの三万二〇〇〇トになります。スケトウダラは、大半がすり身原料になる魚です。

同年のすり身の年間生産量は約七万トで、うちスケトウダラは五万二〇〇〇ト、ホッケは八〇〇〇トで、この二魚種で八割以上を占めており、北海道の沖底船で漁獲されるスケトウダラ、ホッケの七〜八割がすり身の原料として加工されています。

また、わが国の漁業制度は誰でも自由勝手に漁業ができないように、昔から操業できる場所や期間、隻数、漁船の大きさなどが細かく規制されています。加えて、重要な漁業資源に対して数量管理が必要ということで、一九九七年からTAC（漁

獲可能量）制度（*1）が導入されました。

昨年には、国が「資源管理のあり方検討会」を設置し、個別の魚種としてスケトウダラの資源管理の現状について学識経験者などに検討を委ねました。スケトウダラについては、産卵する海域によって、オホーツク海、日本海、太平洋の大きく三つの系群に分けられて資源評価が行われ、TAC制度で管理されています。オホーツク海と太平洋は安定した資源状態ですが、北海道の日本海側を産卵場所とする日本海北部系群のスケトウダラは減少傾向が続いており、昨年度までTACは、生物学的な資源水準に漁業経営状況を考慮して設定されていました。

しかし、資源回復を図ることが最優先ということで、今年度のTACは全く漁業経営状況が考慮されず、生物学的な計算値の数量で設定されまし

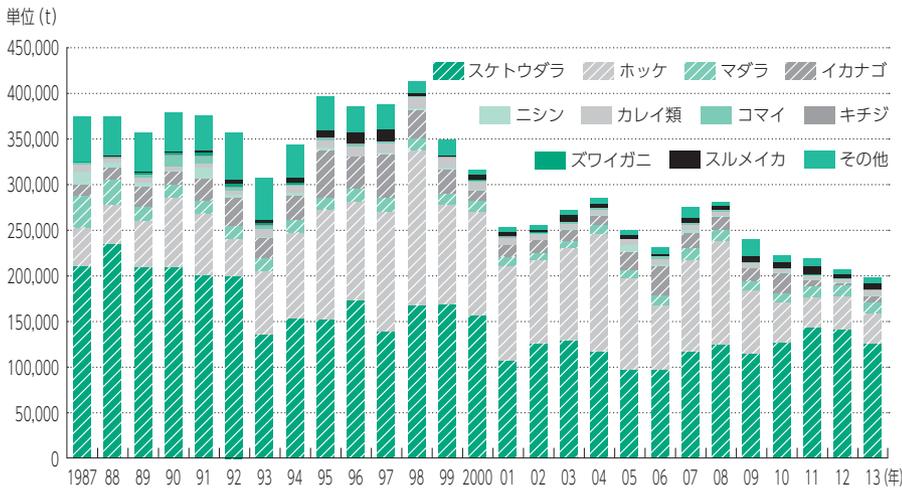


北海道機船漁業協同組合連合会 代表理事専務

柳川 延之 *Nobuyuki Yanagawa*

やながわ のぶき
1953年東京都生まれ。80年北海道大学水産学部修士課程修了。81年釧路機船漁業協同組合入社、97年北海道機船漁業協同組合連合会入社、2012年専務就任、現在に至る。

図1 北海道沖底船の魚種別漁獲量の経年変化



資料：北海道水産現勢より北海道機船漁業協同組合連合会作成

た。その結果、スケトウダラの日本海北部系群に対するTACの資源評価は昨年より若干良くなっているにもかかわらず、大幅に削減されることになったのです。

沖底漁に配分された日本海北部系群のスケトウダラは、九割以上が北海道の沖底船が漁獲しており、小樽と稚内を基地としています。従来、沖底漁に配分されたTACは、日本海海域で操業する北海道から新潟県の沖底船全船で漁獲管理を行っていました。

しかし、小樽地区と稚内地区については今年度から二地区でTACを協定で締結して設定し、それぞれに配分された数量の範囲内で漁獲管理をしながら、漁業経営を安定させる実証化を図ることになりました。そして、北海道の沖底漁がスケトウダラに大きく依存している中で、この二地区では、今年から「脱スケトウダラ依存」型漁業経営に取り組んでいます(図2)。

小樽地区は戦後のピーク時は六四隻の勢力を誇っていましたが、現在では四社の漁業者が四隻の沖底船で操業するのみになっています。二〇〇海里時代が到来し、海外での操業海域がなくなる中で、国際規制による減船を繰り返しながら、現在に至っています。

現状の課題として、スケトウダラのTAC削減による漁獲管理体制の構築に加えて、収益性の回復が必要となっていますが、個別漁業者による努力では限界があると考え、陸上・洋上での協業などに取り組むことにしました。

共同経営化で合理的操業体制

TAC管理を含む漁労から陸揚げ、販売まで、四社四隻の共同経営化による合理的操業体制を図るために、契約による有限責任が発生する組織として、有限責任事業組合(LLP*)「小樽機船シーパワー」(以下、シーパワー)を二〇一四年四月に設立しました。シーパワーでは四隻の水揚げ収入、経費を等分して、業務執行の決定に当たっては、全構成員の同意を得ながら組織運営をし、その責任も全員で負うことになりました。

具体的な取り組みとしては、シーパワーに船主

と漁労長(漁船に乗って魚を獲る洋上の責任者)から構成される操業対策委員会を設置して、漁場形成に合わせた効率的な漁場選択、配船などを行って燃油使用量などの削減を図っています。従来は、それぞれの漁労長が自らの判断に任せ、その日の漁場を決めて、魚群を探して操業していましたが、新たな方法では、四隻で重複なく魚群探査をすることができ、効率的な操業が可能となります。

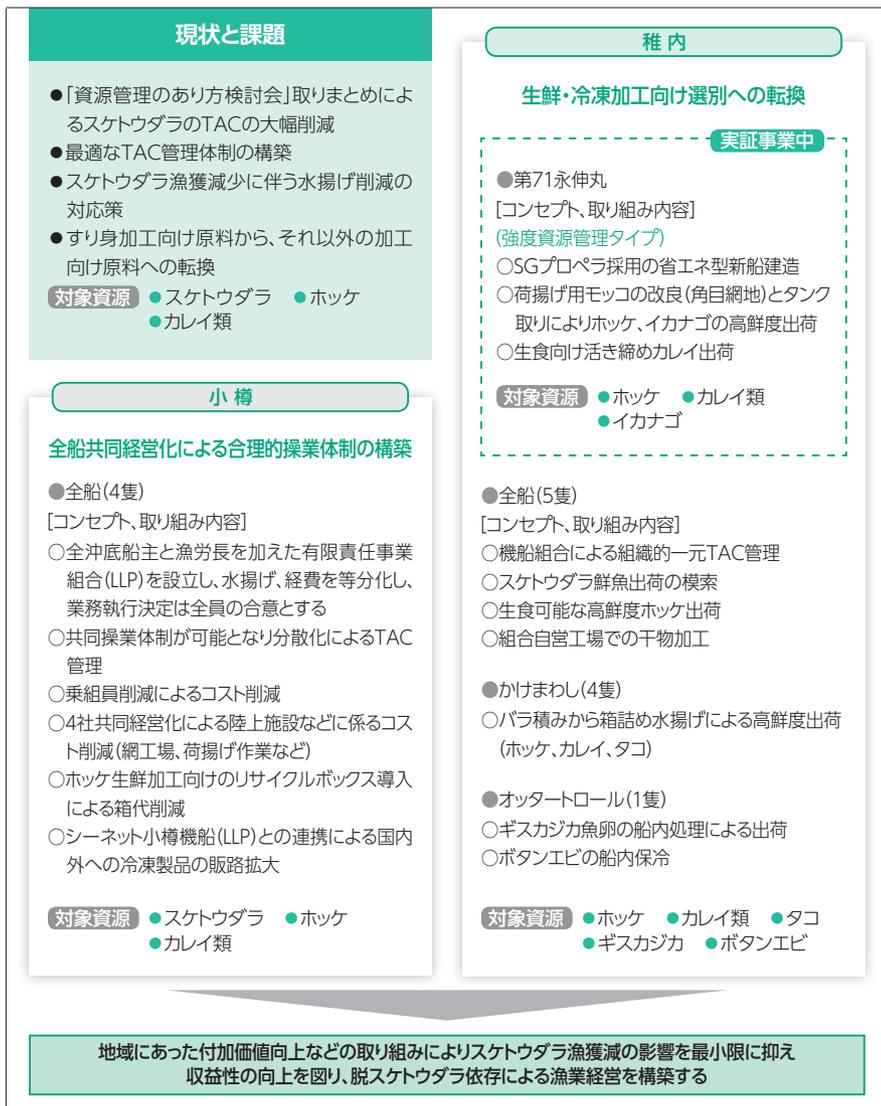
また、各地の漁獲状況に関する情報を勘案しながら、陸上の加工処理能力に合わせた漁獲数量の管理も適切にできるようになりました。

さらに、今までは漁労長によって使用する漁具の仕様が違っていました。それを統一し、予備網などの管理も四社が共有することで経費を削減しています。網を修理する工場も一工場に集約して人件費などの削減を図りました。

これらの取り組みを始める課題は、四隻の船主はそれぞれ別の株式会社組織であり、会社の規模も違うことでした。従来の操業では、毎月の各船の水揚げも漁獲状況で大きく違うことがありました。操業現場は、各漁労長の個人的なデータとして蓄積されていて外部には出てきませんし、同じような魚群探知機を装備していても、網を入れる技術は一樣ではなく、年間の水揚げの格差が数千万円ということもあります。

このような状況を踏まえて、全船が収入や経費を等分することは、船主としては大変な経営判断が必要でした。乗組員への給与は歩合制であり、水揚げ金額でも増減することから、乗組員の理解がないとその決断もできませんでした。

図2 北海道日本海地区沖合底びき網漁業の展望案(脱スケトウダラ依存)



スケトウダラなどの漁業資源にとって良い環境になることを強く期待します。

国は今、輸出促進政策を実施しています。米国やEUへの輸出については、水産物の加工施設はHACCP対応が義務付けられており、中小の加工業者には厳しい条件となっています。

また、輸入水産物について、近年、世界的に漁業生産量が頭打ちの状況となっている中、水産物の

自給率改善で未利用資源活用

貿易量は世界的に増加を続けていますが、わが国は「買い負け」状態で輸入される水産物は減少傾向にあります。加えて、安全・安心な水産物の需要が高まる中で、水産物の自給率を上げる時代となりました。自給率を改善する方策として、未利用魚の有効活用があります。北海道の沖底船で獲れる魚は、すり身原料となるスケトウダラ、ホッケが約八割を占めていますが、残りの二割はマダラ、カレイ類などで四万トになりますし、未利用魚も獲れます。操業している海域はオホーツク海、日

本海、太平洋と獲れる魚の種類も多種多様であり、季節によっても同様で、北海道の海域で一年中、何らかの魚が水揚げされています。この未利用魚は少量のため、なかなか流通しませんが、味の良い魚も多く、地元の小さな加工業者でも取り扱える価格で提供できると思います。

現在、大手スーパーなどでは安定的・定量的に店頭に並ぶ魚が求められています。しかし昔は、街の魚屋さんからさまざまな旬の魚を消費者が買って食べていました。漁業構造改革総合対策事業による実証事業でも、未利用魚の流通対策が行

われていますが、どの地区でも洋上だけで解決する問題ではなく、陸上の市場、流通、加工業者の理解と協力がなければ成り立ちません。同じ魚種を安定的に供給することも重要ですが、資源的制約がある中で、さまざまな魚を安定的に供給することも今後は必要です。沖底漁は、それに合った漁法であり、関係者の連携・協力によって、安定的な水産物供給に貢献していきたいと思えます。

*1:…二〇〇海里漁業水域において、魚種ごとに漁獲可能量(TAC: Total Allowable Catch)の上限を定め、漁獲総量を規制することによって海洋生物資源の保存を図ろうとする制度。国連海洋法条約は、沿岸国に対しTACに基づく漁業管理によって、水産資源を量的に管理することを求めている。

TACは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律で、この法律をTAC法と呼ぶ場合もある。

*2:…LLPとは、株式会社や有限会社などと並ぶ事業体で、構成員全員が有限責任で、損益や権限の分配を自由に決めることができるなど内部自治が徹底し、構成員課税の適用を受けるという特徴を持つ。中小企業同士などの共同事業化を促すために二〇〇七年に制度化された。

流通から見る水産業界これからの時代

水揚げされた魚介類と消費者をつなぐ役割を果たす流通、加工、販売業者にとって、安定した水産物の確保は生命線である。川上、川下両面を見渡すポジションにある川中の視点から、水産物流通の中核を担う流通業者がこれからの時代に求められるもの、そして水産業界の将来像を探る。



一般社団法人漁業情報サービスセンター

石井 元 *Hajime Ishii*

いしい はじめ
1949年秋田県出身。船川水産高校（現・男鹿海洋高校）卒業。
72年大学卒業。74年一般社団法人漁業情報サービスセンター入社。人工衛星解析事業担当を経て、流通事業に従事。
2014年に技術専門員となる。

重要な築地卸売市場移転

水産業界を大きく揺るがした東日本大震災から四年が経過した。福島県を除く被災産地市場およびその周辺では、進行の速度に違いはあるが、確実に復旧・復興が進んできている。

また、世界最大級の水産物の消費地市場である東京都中央卸売市場築地市場が来年一月に豊洲地区へ移転、開場する計画の準備が着々と進んでいる。全国各地の産地市場から集荷された水産物の分荷・品揃え・価格形成・決済が行われ、最終的に一般小売店を通じて消費者へ届けるという多段階の流通システムが構築されている市場としては、築地市場が極めて重要な役割を担う。

この二つの事項に関連して、産地漁港地区における流通の担い手である業者や、水産物の最大の

受け皿である築地市場は、いかなる体制で臨もうとしているのだろうか。

まず、二〇一二年三月一日に発生した東日本大震災で最も甚大な被害を受けた産地は水産業であり、優先して取り組まれたのは生産現場（漁業）の復旧である。漁船や、漁業を営むための資材に、国の助成金などが投入された。部分的ではあるが、市場が開場し、水揚げも早いところでは被災した同月後半から始まった。当時は極めて狭い範囲の地元での鮮魚流通にすぎなかった。表は、太平洋に面した東北地方と千葉県における主要漁港の一〇年から一四年までの水揚げ推移である。

これを見ると、この四年間の復旧過程で気仙沼漁港の水揚げ金額が七〇%台と遅れているのを除けば、おおむね震災前の水準に達している。も

ちろん、主に試験操業をやむなくされている福島県各漁港（この表では小名浜漁港）の水揚げについては、まだ回復には程遠く、およそ復旧とは言い難い状況である。

また、一年は八戸、塩釜、銚子といった漁港が、水揚げ量を伸ばした。相対的に市場の被害規模が小さく、応急的な形で復旧が可能な漁港に水揚げが集中したのである。

翌年以降は、岩手県各漁港、中でも大船渡漁港での回復が顕著になってきた。一方、宮城県各漁港の回復の遅れが目立つ。この原因は、冷蔵・冷凍保管施設や加工場といった後背施設の復旧の差である。当初から生産流通一体型の復旧ということが目標とされてきたが、主に流通加工業に関わる後背施設の復旧の過程において、予算措置や県、市町村レベルでの将来を見据えたまちづくりの

表 太平洋に面した東北地方と千葉県における主要漁港の水揚げ推移

単位：数量・t 金額・百万円 比率・%

漁港		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2011/2010比	2014/2010比
青森	八戸	数量 119,470 金額 23,405	数量 121,511 金額 21,000	数量 111,719 金額 18,434	数量 96,223 金額 19,245	数量 119,395 金額 22,511	102 90	100 96
	久慈	数量 12,774 金額 2,913	数量 11,459 金額 2,764	数量 8,333 金額 1,825	数量 8,668 金額 2,143	数量 10,308 金額 2,540	90 95	81 87
岩手	宮古	数量 48,956 金額 7,649	数量 35,262 金額 6,313	数量 39,447 金額 6,035	数量 37,573 金額 7,064	数量 39,233 金額 8,133	72 83	80 106
	釜石	数量 17,387 金額 2,843	数量 8,440 金額 1,571	数量 8,867 金額 1,552	数量 9,531 金額 1,878	数量 12,919 金額 2,533	49 55	74 89
	大船渡	数量 49,361 金額 6,629	数量 27,926 金額 3,731	数量 44,094 金額 4,939	数量 43,888 金額 6,733	数量 50,747 金額 7,029	57 56	103 106
	気仙沼	数量 103,609 金額 22,502	数量 28,599 金額 8,527	数量 56,940 金額 13,552	数量 61,108 金額 14,971	数量 78,301 金額 16,349	28 38	76 73
宮城	女川	数量 63,413 金額 8,160	数量 19,739 金額 1,736	数量 35,503 金額 3,870	数量 41,317 金額 6,652	数量 49,141 金額 8,027	31 21	77 98
	石巻	数量 128,592 金額 17,973	数量 26,683 金額 4,153	数量 55,187 金額 9,878	数量 86,196 金額 14,136	数量 97,080 金額 16,831	21 23	75 94
	塩釜	数量 7,773 金額 5,326	数量 12,196 金額 6,457	数量 7,583 金額 5,346	数量 7,466 金額 4,875	数量 7,409 金額 4,635	157 121	95 87
	小名浜	数量 11,453 金額 1,789	数量 4,085 金額 382	数量 4,468 金額 353	数量 3,367 金額 468	数量 5,520 金額 613	36 21	48 34
千葉	銚子	数量 214,239 金額 25,366	数量 225,618 金額 24,837	数量 229,660 金額 25,492	数量 214,508 金額 27,028	数量 274,689 金額 31,590	105 98	128 125

出典：各産地市場のデータより(2014年は概数)

構想が異なることから、大きな差が生じた。水揚げが震災前と同水準になったとしても、後背施設での処理能力が伴わなかったため、限られた処理能力で加工し流通させざるを得なかったのである。もつとも現在でも福島産品は地元流通にとどまっているものもある。

震災後一年目に水揚げ量を伸ばした塩釜漁港は、時間の経過と共に、従来規模の水揚げ量に収束し、二年以上は二〇年の水準を下回っている。震災直後からすでに市場間競争は始まっており、

高鮮度衛生管理型市場

復旧が進むほど産地間の集荷競争は激化せざるを得ない状況となっている。

震災後の市場は、基本的に高鮮度衛生管理型市場として整備されている。こうした市場建設は、水産物の海外輸出を見据えた戦略として構想されたものであり、今後の国内人口の減少による需要縮小をも見込んだ方策である。いずれにしても、市場は従来より「安全・安心」や「持続性」といった

コンセプトの中で建設され、それに伴い人件費も含めたランニングコストの上昇は確実である。行政、買受人業者も含む市場関係者が自分の負担に耐えることができるかどうか、という問題もあるのではない。

現在、漁業をめぐっては、ロシアの流し網規制やまき網の入漁料といった国際的な資源規制の問題が引き起こされている。また国内でも、TAC(漁獲可能量)制度などによる漁獲制限があり、資源状況が良いとは言えず、急激な漁獲の増加を見込む魚種は多くない。

こうしたことを前提に考えると、流通加工業者は性能が向上した冷蔵・冷凍保管施設や加工場の新設により一層の稼働率の上昇を目指すであろう。そのためには、産地市場における集荷が大きな課題になることは必然であり、漁船誘致を含めた国内水産物をめぐる集荷競争の激化は避けられないところである。

一方、震災後は、新たな業態を志向する業者や、従来の業態を踏襲しながらも新しい業態を取り入れつつある業者など、地区によって流通加工業者に変化が見られる。これは末端マーケットの変化に対応した動きでもあるが、工場の新設や加工設備の拡充による新たな業態への挑戦とも見られる。しかし、新しい業態を志向している業者にとつては新規マーケットの開拓は容易ではない。

また、若い世代がUターン就業して、IT技術も含めた販売ネットワークを構築している事例なども見られた。従来の産地流通と共に、こうした新しい動きにも注目したいものである。

さらに、被災産地では当初から言われ続けている

る労働力不足だが、今も外国人労働者頼みになっているところが多い。今年四月から外国人技能実習制度が条件付きながら従来の三年から五年に延長されたが、必ずしもそれで全てが解決したわけではない。これは時間がかかる問題だが、今後の地域復興とも関連して、行政支援も含めた何かしらの解決の糸口を見つけ出す必要がある。

市場経由率が低下

豊洲への移転を控える築地市場の関係者によると、移転自体は必ずしも順調な進捗状況とは言い難いようである。

図1を見ると、全国の中央卸売市場における市場経由率は年々減少している。

この原因は、冷凍魚の減少が大きい。東京中央卸売市場の形態別入荷比率を見ると、鮮魚（一九七三年二・三％→二〇一四年三三・四％）、活魚（一九八九年一・四％→二〇一四年三・二％）、貝類（一九七三年四・九％→二〇一四年六・四％）、加工品（一九七三年三・五％→二〇一四年三三・〇％）は、ほぼ従来と同水準の割合を保っているか増加しているのに対し、冷凍魚（一九七三年三八・七％→二〇一四年二二・四％）は減少している。かつては、買参権（水産物産地市場の場合、生産者が市場に水揚げした魚介類を、卸売人を通じて購入する権利）をもって、市場から冷凍加工原料を仕入れ、加工製品を市場に出していた加工業者である買参人（市場開設者から市場で卸売業者から魚を買うことを認められた人）が減少した、もしくは市場仕入れから急速に勢力を伸ばしてきたインポーターや問屋からの原料仕入れという構造に

変化したためである。

今、消費地市場の買参人は加工業者主体からスーパー・量販店に変わってきている。仲卸業者は店舗手数料を払って市場に存在しているが、市場に店舗を持っていないスーパー・量販店との不平等感もあると言われる、そうした意味では買参権の在り方が問われているのである。

次に図2の東京都中央卸売市場の委託・買い付け比率の推移を見ると、委託・買い付け比率の差は広がっており、委託手数料がおおむね五・五％という中で、卸売業者の経営は苦戦している。事実、農林水産省の「平成二三年度の食品流通段階別価格形成調査」によれば、産地卸売経費一・三％、消費地卸売経費二・七％、消費地仲卸経費八・八％となっており、生産者受取価格、産地出荷業者経費、小売り経費に比べると、これは極めて少ない。こうした現状が、委託販売からリスクを負ってでも買い付け販売に卸売業者が傾斜していく要因である。事実、委託手数料五・五％で利益の確保には極めて困難という関係者の声は多い。

また、市場外流通の増加（市場流通の減少）は、産地生産者と量販店との直接取引、産地流通業者とスーパーなどの直接取引、量販店による産地からの直接買い付け、加工業者も含め輸入業者からの原料の直接買い付け、少子高齢化などによる市場縮小など、さまざまな背景が考えられる。

しかし、何よりも昭和時代から消費地市場を買い支えていた「町の魚屋さん」やすし店、料理店が減少し、スーパー・量販店、外食産業が台頭するという末端小売り・消費構造の変化がある。

それは市場にとって、魚屋といった従来のお客

さんの数をより一層失うことであった。鮮度管理の徹底化やリードタイムの強化、付加価値製品の要請なども含めた四定条件（一定の時間に一定の品質・規格のものを一定の価格で一定量供給すること）を市場に要請することになったからである。この要請に対応できない仲卸業者は、売り先の確保が困難になり、市場から撤退を余儀なくされた。

さらには、外食産業が輸入水産物・養殖魚類の取り扱いを増加させている。大手商社、水産会社のみではなく、中小商社・問屋、加工業者、外食産業、スーパーとそれぞれが直接輸入を担うようになってきたことなども、市場取り扱いの減少に大きな影響を与えたのである。

加えて、養殖物をはじめとして品質の向上が進み、養殖マグロのように産地段階で品質評価が定まっているものも多い。養殖マグロは、市場外流通が主流になっており、消費地での品質評価を経なくても取引が可能となっている。そうした意味で、市場が持っている評価機能や目利きといった技術が発揮できる場面が減少してきているのである。また、輸入水産物もエビ類のように原産から調整し製品化しているものや、マグロの一部は部位での国内搬入が見られ、従来とは大きく流通形態を異にしている。さらには、加工業者がじかに問屋からマグロを取引するなど、時代の変化と共に、市場離れが進んできたのである。

産地の消費地市場再獲得

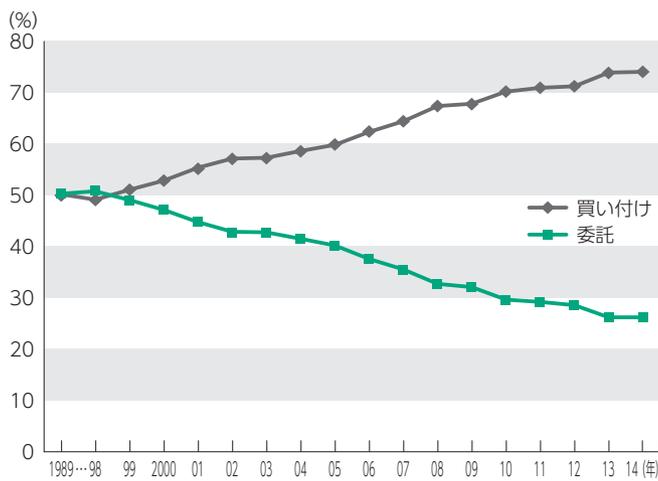
現在、築地市場では震災の影響がかなり薄らいできています。しかし、当然ではあるが震災直後から入荷先の入替えが行われ、今もそれは続いて

図1 全国の中央卸売市場における市場経由率



資料：水産庁『水産白書』2014年度版

図2 東京都中央卸売市場の委託・買い付け比率の推移



資料：東京都中央卸売市場各年報

いる。従って、産地から見れば、一度失った消費地マーケットを再度獲得する必要に迫られているのである。

このように今、産地では前述した問題を抱えている。しかし、日本の水産・漁業関係者が持っている技術は、他にまねができないような高度なものがある。水産加工の分野での人手不足の問題は、定置網漁業者と網業者との連携のように、ハード開発と他分野や関連分野の技術などの助けを借りながら克服できるのではないか。

また、消費地市場で成長戦略としての輸出業務への進出も言われているが、すでにこの分野では大手商社や水産会社が地歩を固めており、余地は少ない。人材育成も含めて輸出に取り組みよりも、取り扱いシェアに減少がない得意分野(鮮魚、活

魚、貝類など)での販売(供給)に注力し、仲卸業者などと一体になって多様化するニーズに対応する体制(積極的な御用聞き⇨新たな末端業態への働きかけ)を構築することこそが、新市場も含めた消費地市場活性化の近道なのではないだろうか。現に鮮魚や活魚、貝類といった分野でのシェアは、冷凍魚に比べて昔から減少していない。特にこの分野では、恐らく最も質の良い魚を適正な価格で提供可能で、他の業態に伍して戦っていける人材が揃っており、結果として魚食普及の推進にもつながっていくのではないだろうか。

消費地市場の情報活かせ

消費地市場の持つ役割の一つとしては情報収集発信機能がある。消費地市場は川上、川下を見

渡せる絶好のポジションに位置しており、現に市場には山ほどの情報がある。その情報を川上や川下に流し、それをいかに理解してもらうかが鍵になる。

現代において、情報を収集解析・発信する手段には事欠かないほどの媒体がある。いくら情報がたくさんあっても活用できなければ、何の価値も生まれない。いずれにしても、後は人間がその情報をどう活かすかである。

震災直後のことであつたが、産地業者が消費地市場⇨消費者の欲しいものは一体どのような製品であるのか、とよく話していた。つまり、漁業者からの要求に、消費地市場は消費者ニーズを代表して応えることができるような体制づくりが要請されている。

水産物をめぐる国内外の状況の変化の中で、「第9次卸売市場整備基本方針」策定以降、中央卸売市場から地方卸売市場への移行、取引をはじめとしたさまざまな規制緩和への取り組み、中央・地方を問わず市場再編(拠点市場も含め)の動き、安全・安心をコンセプトにした諸施設の整備など、以前からの課題も含めて新旧の課題は多い。中にはビジネスモデル⇨成長戦略の策定といった課題や、少子高齢化社会という経験値のない中での課題もあり、具体的なものが極めて見えにくくなっているのが実情であろう。

水産物流通業界は現在もさまざまな問題が言われているが、最大の拠点市場である東京中央卸売市場をはじめとした中央・地方市場で、にぎわいを取り戻すことが、業界の活性化の一步になると期待している。

